**平成29年1月11日**

**大阪府動物愛護管理センター（仮称）の設置に伴う職員の給与・勤務条件について**

**１　提案理由**

　　　狂犬病予防対策など公衆衛生の向上を中心とした動物衛生行政から、動物とのふれあいを通じてやさしい心を育み命の尊さを学ぶなど、動物愛護の普及啓発を中心とした動物愛護管理行政に転換を図るための拠点施設として、動物愛護管理センターを設置する予定（平成２９年８月開所予定）である。

　　　これらに伴い、職員の勤務条件について以下のとおり提案する。

**２　提案内容**

　　＜動物愛護管理センターに勤務する職員＞

1. 勤務日

平日（月～金）、週休日（土・日）及び休日（１２月２９日～１月３日を除く）

※休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日(同法に規定する休日を除く。)をいう。

なお、休日勤務における代休日の指定は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定どおり。

1. 勤務時間

平日：Ａ勤　午前9時 ～午後5時30分、Ｂ勤　午前9時15分～午後5時45分

　　　　　土曜日・日曜日・祝日：午前9時～午後5時30分

1. 休日

　 　　　 四週間ごとの期間につき八日の週休日

　　　＜動物愛護管理センター支所に勤務する職員＞

1. 勤務時間

平日：Ａ勤　午前9時～午後5時30分、Ｂ勤　午前9時15分～午後5時45分

　　　　その他の勤務条件については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定ど

おり。

**３　実施時期**

　　 平成２９年８月１日（動物愛護管理センター設置の日）

**４　協議期限**

平成２９年１月３１日